百々裏話（98）

おもて　あきら

――鉄之丞家代々（その七）――

◎観世鉄之丞清済（四代目）

鉄之丞家四代目鉄之丞家四代目の清済は、キヨユキと読むことが家伝によって知られるものの、ユキの正しい漢字が実は不明確である。従来の系図類では、『能楽随想』（観世左近氏著）所収の「観世累葉家譜」や『能楽史話』（野々村戒三氏著）所収の観世家系図など、「湾」に似た字――右下が「弓」ではなくて「可」になる――を当てるのが常であった。『大漢和辞典』にも出ていないこんな字をわざわざ作字して使用しているのは何か根拠があってのことであろうが、それが明らかでない。『観世華雪芸話』（沼艸雨氏編）所収の「観世分家略系譜」は華雪氏の書かれたものであるが、それには「清済（スミヨユキ）」とある。一方、鉄之丞家や観世宗家に若干残存するキヨユキ自身の文書の楷書の署名や押捺した印鑑の文字は、「湾」のツクリの右下が「弓」ではなく「廾」になった字である。この字は『大漢和辞典』に見え、川の名で、音がエキ・ヤクである。当人がそう書いている以上それが正しい字で、音のエキをユキの名ノリに転用したのであろうか。右下を「可」にした不可読の字は後人の誤読によるのではなかろうか。華雪氏が「済」の字にしたのは、キヨユキ自身の難読な署名文字の読み方を博学の人に問い、「済」の異体字か略体であろうとの意見に従ったものと推測される。その可能性もあろうが、「済」には通常はユキの名ノリがない点もひっかかる。以上のように、キヨユキのユキの漢字は実は不明確なのであるが、印刷の都合上、本稿では「済」の字を仮に採用しておく。

さて、清済は文化14年（一八一七）生れで、父清宣33歳（推定）の時の子である。幼名が鉄丸で、文政9年5月18日に本丸御奥で合甫の囃子を舞った数え十歳の時には、鍈之丞と改めていた。同年11月5日の若君様御髪置御祝儀能に祝言養老を舞ったのが表能での初役、文政11年11月4日の西丸御慰能で鐘馗を勤めたのが一番能出演の最初の記録である。文政13年（一八三〇）3月、14歳で父を失ったが、同年5月2日に家督相続を許されている。新規に、拾人扶持を一生之間（当人一代限り）支給される形であったことは、三代目までと同様である。父の分家再興が25歳の時であったのと比較して、観世座をめぐる公儀筋の環境がかなり好転していたことが看取される。

＜出演予定＞

10月13日（土）　能を知る会（鎌倉能舞台）
　鉄輪（観世静夫）2時半・6時二回公演
10月16日（火）　繭の会（左記に別掲）
10月20日（土）　竹翠会（大阪能楽会館）
　屋島（若松宏充）
10月21日（日）　京都観世会（観世会館）
　三輪白式（片山慶次郎）葵上 梓之出・空之祈
　（観世寿夫）
10月31日（水）　国際能楽鑑賞会（水道橋）
　砧（観世寿夫　ッレ浅見真広）
11月10日（土）　能に親しむ会
　恋重荷（観世鍈之丞　ッレ浅見真広）

繭の会（第29回公演）

10月16日（火）観世能楽堂

能　三井寺（みいでら）　浅井　真広
狂言　鬼瓦（おにがわら）　和泉　保之
能　天鼓 弄鼓之楽（てんこ）　山本　順之

＜30回＞11月13日（火）

能玉鬘（浅井文義）能融（若松宏充）

入場料一、三〇〇円、五〇〇円（学生）
四回通し券　三、〇〇〇円　学生一、六〇〇円

鉄之丞清済の元服は相続の翌年の天保二年後半(袖留が8月25日、前髪執が12月28日)であった。同年4月11日の山王法楽能に出勤していないのは、まだ元服前だったのと、ツレ家や弟子筋の進出によるのであろう。同じ天保2年の10月16日から翌年の6月26日にかけて、清済の従兄であり義兄でもあった観世大夫清長が江戸幸橋門外で25日間にわたる勧進能を興行したが(当初は15日間の予定であったが、観衆が多く、会場が手狭だったため10日間延長したもの)、まだ若年だった清済はあまり活躍できなかったらしい。しかし、天保3年3月2日の公家衆接待能には俊成忠度と祝言金札の両曲を清済が勤めている。表能に大夫以外の人物が二番舞うのは例外的な事であった。

天保7年(一八三六)2月7日、観世大夫清長は大納言様(徳川家慶)の能の指南役を仰せ付けられ、銕之丞清済もその補佐を命じられた。将軍世子の指南役を勤める事は元章・清尚時代に獲得した観世座の栄誉であったが、家斉が将軍になってからは中絶していた。二十世観世大夫清暠が遺言状にその復活実現を言い残したほどの観世座の宿願がようやく叶えられたのである。翌年に家慶が将軍になったから、観世大夫と鉄之丞は自動的に将軍の能師南役になったわけである。家慶の世子家定の指南をも鉄之丞は天保の9年8月18日に命じられている。

その天保9年の10月29日に鉄之丞家の拝領屋敷(地所)から出火し、類焼した家も出たため、清済は一ケ月ほど遠慮(謹慎)している。もっとも、下谷小島町の拝領屋敷(地所)は、天保6年6月に戸田仙右衛門なる人に20年間の地代六百両の約束で貸してあった(観世宗家文書)のであり、清済がそこに住んでいたわけではない。地主としての責任から謹慎したのであろう。清済は当時弓町の観世大夫宅に同居していたらしい。なお、明治維新後に小島町の拝領地が鉄之丞家の所有に帰さなかったのは、天保以後他人に借したままで、実際に住んでいなかったためであろう。

天保12年9月4日の公家衆接待能の翁と脇能竹生島は観世大夫清長の役であったが、急病のため鉄之丞清済が代って勤めた。『大観世』昭和5年一月号の「観世鉄之丞家の由来(四)」で斉藤香村氏は、それを前例のないことと言っているが、前代の清宣の時にも例のあったことである。翌天保13年の謡初の時は、大夫清長が出勤するつもりで登城しようとしたものの、途中で目まいが激しくなって帰宅し、急に銕之丞が代った。謡初の役を鉄之丞が代る前例はなかったが、「今日限観世大夫心得ニ而銕之丞江名代被仰付候」(『ふれ

山辺知行著

能装束文様集

続 能装束文様集

世界に冠たる日本染織の中にあって特に豪華を誇る桃山・江戸期の能装束の名品百点を厳選し、部分原色版印刷にモノクロで全図を併せ、その姿を浮彫にして、見る人の目を楽しませてくれる。

各千部限定

カラー図版(部分) 五〇点
モノクロ図版(全図) 五〇点
和英両文解説
A3変型判 つむぎ張表紙 上製函入
正編 一八、〇〇〇円
続編 三〇、〇〇〇円
定価 正続編 五〇、〇〇〇円(帙入)
(送料実費)

ひのき

千代田区神田小川町二ノ一
檜書店
電話(二九一)二四八八~九

なかじ御能組』）ものであった。

大夫の清長はその前後から病身だったようで、予定されていた能もほとんど清済が代っていたが、同年6月27日、33歳で早世した。嗣子三十郎清孝はまだ六歳であった。10月11日に清孝の家督相続が認められたが、その後見と名代とを清済が命じられた。『弘化四年由緒書』に「同年十月十一日観世大夫惣領三十郎江父家督被二下置一候節、観世大夫存命中奉レ願置候通、三十郎六歳ニ付、比立候迄後見被二仰付一、名代を以御用相勤候様被二仰付一」とあるのがそれで、時に清済26歳であった。この清済の後見・名代就任によって、観世大夫に嗣子がない場合に鉄之丞が大夫を嗣ぐ慣習と並んで、大夫が幼年の場合は鉄之丞が後見となるという慣習が成立したかのようである。後見はともかく、名代は四座一流の代表としての観世大夫の代理であるから、他座の大夫との席次をめぐって少々論もあったらしいが、出勤記録を見ても観世大夫と同じ扱いを受けていたと認められる。謡初も、表能の翁付脇能も彼が勤めている。代々の拾人扶持（但在江戸中一倍）の他に五十石を加増された（観世累葉家譜）のも、名代としての職務が加わったためであろう。清済が弘化四年（一八四七）に提出した『由緒書』には配当米五十石のことが書かれていないから、加増はそれ以後であろうか。

大夫後見（清済自身は「宗家幹事」と書いている）としての困難な仕事の一つに、京都の観世流職分の統制問題があったらしい。片山家を筆頭とする京都の職分は、禁中や本願寺の能などに、許しを得ずに習い物を演じたり、認めていない囃子方を相手に選んだりすることが時々あったようで、それに関する詫び状の類で鉄之丞あてのものが観世宗家文書に散見する。嘉永4年（一八五一）に関白鷹司政通が還暦記念に鷺を片山九郎右衛門（豊尚）から相伝された際には、あらかじめ家臣を江戸へ派遣して清済の諒解を得ている（観世宗家文書）。トラブルを警戒しての事であろう。

後見を受けていた観世三十郎清孝は、弘化3年10歳の時から奥能や西丸で俊成忠度や吉野天人を舞うようになり、翌年は表能にも出勤し、奥能で鷺を舞うほど成長した。そして嘉永5年の5月15日以後12月までの間に観世大夫を嗣ぎ、清済の後見・名代の仕事は終った。その三年後の安政2年（一八五五）9月9日、清済は39歳で歿した。法号観信院広誉慧海如雪居士。大夫以外の人物が雪号を称し、六字の法名をつけたのは清済が最初であり、それは後見としての功績に報いるためである由、観世大夫清孝が一文を草して嗣子の清永に与えている。なお清済は鉄之丞のままで歿し、織部とは称さなかった。分家歴代の名が彼の時に中絶したわけである。（48・10・5）



